

指定確認検査機関

審査担当者 様

京都市都市計画局建築指導部

建築審査課確認指導係 佐野

確認申請時点でのお願い

確認業務について、お世話になっております。

環境局環境政策課より、以下のお願いがありましたので、お知らせします。

#### 記

「大気、騒音、振動及び水質に係る公害関係法令等に関する協議」について、事業所等の新築・増築の場合は、環境共生センターへ事前に相談をお願いします。

届出が必要かどうかは、ご相談に際に判断しますので、よろしくをお願いします。

#### 添付資料

- ホームページ 京都市情報館
- ・届出窓口及び届出期日について
  - ・建築確認申請に伴う公害防止事前相談カード
  - ・確認申請事前調査報告書

#### お問い合わせ先

環境政策局環境企画部

北部環境共生センター TEL 075-451-0211

(管轄：北区，上京区，左京区，中京区，右京区)

南部環境共生センター TEL 075-671-0511

(管轄：東山区，山科区，下京区，南区，西京区，伏見区)



現在位置： [トップページ](#) [暮らしの情報](#) [環境対策](#) [公害防止対策](#) [届出用紙・記入要領ダウンロード](#)  
[届出窓口及び届出期日等について](#) [届出窓口及び届出期日等について](#)

## 届出窓口及び届出期日等について

ページ番号 154347

ソーシャルサイトへのリンクは別ウィンドウで開きます。 2014年4月2日

### 環境指導課への届出

浄化槽の補助金申請等に係る届出について

届出窓口	届出等の種類	提出の時期
環境指導課	浄化槽補助金交付申請書	環境共生センターにおける設置に関する手続完了後で、かつ設置工事着手日の10日前まで(※)
	浄化槽変更届出書	変更が生じたとき
	浄化槽設置工事完了届出書	設置工事完了後速やかに
	浄化槽補助金交付請求書	浄化槽補助金交付通知書を受け取った後速やかに

環境指導課へのその他の届出

届出窓口	届出等の種類
環境指導課	土壌汚染対策法に係る届出
	PRTR法に係る届出
	京都市大気汚染対策指導要綱に係る協定の締結等

(※)届出期日の起算方法については、本ページ下部の図をご覧ください。

### 環境共生センターへの届出

公害関係法令に係る届出について

届出窓口	届出等の種類	主な特定施設	提出の時期(※3)			
			設置届及び異変変更届	廃止届	氏名等変更届	承継届
北部又は両部環境共生センター	大気汚染防止法に係る届出(※1)	ボイラーなど	設置又は変更工事着手日の60日前まで	廃止後30日以内	変更後30日以内	承継後30日以内
	京都市大気汚染対策指導要綱に係る届出	小型ボイラーなど	設置又は変更工事着手日の60日前まで			
	水質汚濁防止法に係る届出	ドライクリーニング施設など	設置又は変更工事着手日の60日前まで			
	瀬戸内海環境保全特別措置法に係る届出(許可申請)	水質汚濁防止法と同じ	特定施設に指定された日又は変更のあった日から30日以内			
	騒音規制法に係る届出(※2)	空気圧排機など	設置又は変更工事着手日の30日前まで			
	振動規制法に係る届出(※2)	液圧プレスなど	設置又は変更工事着手日の30日前まで			
	京都府環境をとりまくる条例に係る届出	特定工場、ばい煙・粉じん・汚水に係るもの	吹付塗膜施設など			
	騒音・振動・悪臭に係るもの	圧縮機など	設置又は変更工事着手日の30日前まで			
	ダイオキシン類対策特別措置法に係る届出	廃棄物焼却炉など	設置又は変更工事着手日の60日前まで			

(※1) 特定粉じんに係る届出書は、作業開始の14日前までに届出てください。

(※2) 特定建設作業実施届出書は、作業開始の7日前までに届出てください。

(※3) 届出期日の起算方法については、本ページ下部の図をご覧ください。

建築確認申請に伴う公害防止事前相談につきましては、北部又は両部環境共生センターへ届け出てください。

浄化槽の設置等に係る届出について

届出窓口	届出等の種類	提出の時期
	浄化槽法に基づく浄化槽設置届出書	設置工事着手日の21日前まで(※2)
	(既存建築物に浄化槽を設置する場合※1)	(国土交通大臣の認定を受けた型式に係る浄化槽にあっては10日前まで)(※2)

北部又は南部 環境共生センター ＝	建築基準法に基づき浄化槽設置者 (建築確認申請を伴う場合) 使用廃止届出書、使用開始報告書、管理者変更報告書等	建築確認申請前 (審査には約1～2週間を要します) 使用を廃止した日から30日以内
	精造又は規模の変更届出書	変更工事着手日の21日前まで(※2) (国土交通大臣の認定を受けた型式に係る浄化槽にあっては10日前まで) (※2)

(※1) 地域によっては異なる場合があります。

(※2) 届出期日の起算方法については、本ページ下部の図をご覧ください。

公害防止管理者等の選任等に係る届出について

届出窓口	届出等の種類	提出の時期		
		公害防止執務者(代理者) 選任、死亡・解任届	公害防止管理者(代理者) 選任、死亡・解任届	公害防止主任管理者(代理者) 選任、死亡・解任届
北部又は南部 環境共生センター ＝	特定工場における公害防止組織の整備に関する法條に係る届出	選任、解任後 30日以内	選任、解任後 30日以内	選任、解任後 30日以内
	—	—	公害防止管理者(代理者) 選任、死亡・解任届	環境管理総括者 選任、変更届
	京都府環境を守り育てる条例(公害防止管理者関係)に係る届出	—	選任、解任後 30日以内	選任、解任後 30日以内

<届出期日の起算方法>

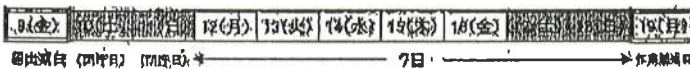
設置工事着手日  
 変更工事着手日  
 作業開始日

} のX日前まで (届出期日と着手日(開始日)の間がX日)

(例) 特定施設作業実施届 ... 作業開始の7日前まで



※ X日前が閉庁日の場合は、それ以前の閉庁日が届出期日となります。




所長		課長補佐 係長		係員	
----	--	------------	--	----	--

建築確認申請に伴う公害防止事前相談カード

※受付番号 \_\_\_\_\_

※印は、記入しないで下さい。

平成 年 月 日

工場・事業場等の名称			建築主の氏名 (法人にあつては名称及び代表者氏名。記名押印又は署名)										
申請地の所在地	京都市	区			印								
新増築の種類	新築・増築・改築・移転 用途変更・大規模の修繕・大規模の模様替		建築主の住所		電話 ( - )								
敷地面積	㎡	建ぺい率	%	緑地面積	㎡								
用途地域	低層第一種	低層第二種	中高層第一種	中高層第二種	住居第一種	住居第二種	準住居	近隣商業	商業	準工業	工業	工業専用	無指定
新増築の延べ面積 構造及び階数	延		㎡	造	階建								
工事着手予定年月日	年	月	日	工事完了予定年月日	年	月	日						
付近の状況	工場が多い 交通量の多い道路に面している		商店が多い	住宅が多い	付近は家も工場もない	付近は農地	その他 ( )						
排水先	公共下水道 (分流式・合流式) ・その他 ( 川 )												
事業内容		従業員数	人	※産業分類									
付近見取図 (別紙可)			配置図 (別紙可、緑地部分を明示) 当該建築物の敷地等に、京都市公害防止事前相談における緑化指導指針に基づき、緑化を図ってください。										
相談担当者連絡先 (氏名・住所)													
	電話 ( - - )												



公害関係法令に係る設置（予定）機器等の種類 （別紙可。ばい煙発生施設、空調機等が該当しますので記入してください）	台 数		1 台毎の能力 （ばい煙発生施設は伝熱面積又は燃 焼能力、空調機は圧縮機の能力）	
	新・増設	既 設	新・増設	既 設

公害関係法令届出状況 （相談以前に届出されて いる場合に限ります）	※登録番号		水質汚濁防止法 年 月 日届出済	ダイオキシン類対策特別措置法 年 月 日届出済
	大気汚染防止法 年 月 日届出済		瀬戸内海環境保全特別措置法 年 月 日届出済	京都府環境を守り育てる条例 年 月 日届出済
	騒音規制法 年 月 日届出済		振動規制法 年 月 日届出済	京都市大気汚染対策指導要綱 年 月 日届出済

※ 公害関係法令の届出について 要 不要

法・条例に係る特定施設設置予定日

年 月 日（予定）

設置工事開始日（予定）の30日前まで  
 騒音規制法，振動規制法，京都府環境を守り育てる条例（騒音・振動・悪臭）  
 設置工事着手日（予定）の60日前まで  
 大気汚染防止法，水質汚濁防止法，ダイオキシン類対策特別措置法，  
 京都府環境を守り育てる条例（特定工場・ばい煙・粉じん・汚水），京都市大気汚染対策指導要綱

問合せ先：環境政策局環境企画部北部環境共生センター（管轄：北，上京，左京，中京，右京区） 電話075-451-0211  
 南部環境共生センター（管轄：東山，山科，下京，南，西京，伏見区） 電話075-671-0511

建築場所	京都市 区
建築主	氏名(法人にあっては、名称及び代表名)

上記の建築(築造)計画については、表1及び表2のとおり調査しましたので、報告します。この報告書の記載の事項は、専断に相違ありません。

報告者の住所  
資格 ( )建築士( )登録第 号  
氏名 氏印

表1. 建築基準関係規定(建築確認対象法令)

関係部署名	事前調査を要する法令等	許可等の要、不要等	
都市計画局	建築指導課 建築審査課	建築基準法及びそれに基づく条例による例外的な許可(建築基準法第43条ただし書の許可含む)又は認定	許可の□要(□有), □不要 認定の□要(□有), □不要
	建築指導課	京都市斜面地等における建築物等の制限に関する条例	許可の□有, □無
	建築審査課	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)第14条第1項から第3項までによる適合(協議)	協議の□要(□有), □不要
	都市計画課	都市計画法第53条による許可	許可の□要(□有), □不要
	屋外広告物適正化推進室	駐車場法第20条及び駐車場条例による届出 屋外広告物法第3条から第5条まで及び京都市屋外広告物等に関する条例による許可	届出の□要(□有), □不要 許可の□要(□有), □不要
	開発指導課	都市計画法第29条、第41条、第42条及び第43条による許可 宅地造成等規制法第8条第1項及び第12条第1項による許可	許可の□要(□有), □不要 許可の□要(□有), □不要
建設局	自転車課	自転車の安全利用の促進及び自転車等の危険対策の総合的推進に関する法律第5条第4項及び京都市自転車等放置防止条例による届出	届出の□要(□有), □不要
環境政策局	北部・南部各環境共生センター	浄化槽法第9条の2第1項及び京都市浄化槽指導要綱による協議	協議の□要(□有), □不要
各消防署	予防課	消防法第9条、第9条の2、第15条及び第17条による協議	協議の□要(□有), □不要
上下水道局	営業所	水道法第16条による協議	協議の□要(□有), □不要
	下水道部 管理課	下水道法第10条第1項及び第3項による協議	協議の□要(□有), □不要
京都府	消防安全課	液化石油ガスの保安確保及び取引適正化に関する法律第38条の2による届出	届出の□要(□有), □不要

表2. 建築基準関係規定(建築確認対象法令)以外のもの

関係部署名	事前調査を要する法令等	許可等の要、不要等
建築指導課	京都市細街路対策事業実施要綱による狭あい道路整備の申出又は協議	申出の□要(□有, □無), □不要
	京都市細街路対策事業実施要綱による位置指定道路(拡幅予定型)整備の申出又は協議	申出の□要(□有, □無), □不要
	京都市中高層建築物等の建築等に係る住環境の保全及び形成に関する条例による届出	届出の□要(□有, □無), □不要
建築審査課	京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例による協議	協議の□要(□有, □無), □不要
	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)による届出	届出の□要(□有, □無), □不要
	京都市高層建築物等に係る防災計画書の作成に関する指導要綱による届出	届出の□要(□有, □無), □不要
	エネルギーの使用の合理化に関する法律による省エネルギー措置の届出	届出の□要(□有, □無), □不要
	京都市地球温暖化対策条例による特定建築物に係る届出 (建築物排出量削減計画書、地域産木材の利用、再生可能エネルギー利用設備の設置、建築物環境配慮性能の表示)	届出の□要(□有, □無), □不要
都市計画局	京都市地球温暖化対策条例による緑化計画書の提出	提出の□要(□有, □無), □不要
	都市の低炭素化の促進に関する法律第54条による認定	認定の□有, □無
	都市計画法第58条の2(地区計画)による届出	届出の□要(□有, □無), □不要
	都市計画法第65条による許可	許可の□要(□有, □無), □不要
景観政策課	京都市土地利用の調整に係るまちづくりに関する条例による協議	協議の□要(□有, □無), □不要
	京都市伝統的建造物群保存地区条例による許可	許可の□要(□有, □無), □不要
	景観地区(美観地区・景観形成地区)内における認定 景観計画区域(建造物移景地区)内における届出	認定の□要(□有, □無), □不要 届出の□要(□有, □無), □不要
風致保全課	京都市眺望景観創生条例による認定又は届出	認定の□要(□有, □無), □不要 届出の□要(□有, □無), □不要
	京都市風致地区条例による許可	許可の□要(□有, □無), □不要
	古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法による許可又は届出	許可の□要(□有, □無), □不要 届出の□要(□有, □無), □不要
	都市緑地法による許可	許可の□要(□有, □無), □不要
	京都市自然風景保全条例による許可	許可の□要(□有, □無), □不要
	京都市眺望景観創生条例による認定又は届出	認定の□要(□有, □無), □不要 届出の□要(□有, □無), □不要
	近畿圏の保全区域の整備に関する法律による届出	届出の□要(□有, □無), □不要

関係部署名	事前調査を要する法令等	許可等の要、不要等
建設局 市街地課	土地区画整理法第76条による許可	許可の□要(□有, □無), □不要
産業観光局	商業施設設置に関する届出又は協議	届出の□要(□有, □無), □不要 協議の□要(□有, □無), □不要
	工場立地法による届出	届出の□要(□有, □無), □不要
文化市民局	文化財保護法第93条による届出(埋蔵文化財包蔵地)	届出の□要(□有, □無), □不要
	文化財保護法第125条による許可(史跡名勝指定範囲)	許可の□要(□有, □無), □不要
	地域自治推進室 京都市地域コミュニティ活性化推進条例第16条による届出	届出の□要(□有, □無), □不要
保健福祉局	生活衛生課 旅館の建築に関する協議	協議の□要(□有, □無), □不要
各区役所	保健センター 食品衛生法, 興行場法, 公衆浴場法及びクリーニング業法による届出	届出の□要(□有, □無), □不要
環境政策局	北部・南部 各環境共生 センター 大気, 騒音, 振動及び水質に係る公害関係法令等に関する協議	協議の□要(□有, □無), □不要
	まち美化 推進課 京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第12条の2及び13条による協議 (事業用途の床面積が1,000㎡以上対象)	協議の□要(□有, □無), □不要
上下水道局	下水処理課 中高層住宅におけるごみ保管施設設置基準による協議 (共同住宅など家庭系対象)	協議の□要(□有, □無), □不要
	下水道部 排水槽を設置する建築物の協議	協議の□要(□有, □無), □不要
京都府	京都土木事務所 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第7条による許可(丸山急傾斜地崩壊危険区域)	許可の□要(□有, □無), □不要
	京都土木事務所 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第7条による許可(ケシ山急傾斜地崩壊危険区域)	許可の□要(□有, □無), □不要
	乙訓土木事務所 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第7条による許可(奇掛急傾斜地崩壊危険区域)	許可の□要(□有, □無), □不要
その他	地元建築協定委員 建築協定区域内の建築物に関する協議	協議の□要(□有, □無), □不要
	地域景観づくり協議会 地域景観づくり協議地区内における意見の聴取(問合せ: 景観政策課)	意見聴取の□要(□有, □無), □不要

関係部署押印欄	
都市計画局	
環境政策局	
産業観光局	
文化市民局	
保健福祉局	
建設局	
各区役所	
上下水道局	
各消防署	
その他	